

の誤認、与薬忘れ等の誤りがないようにする必要がある。与薬後には、その園児の観察を十分に行い、異変等がないか、しっかりと確認することが重要である。

⑭ 保育所保育指針解説

第3章1(3)⑤ 与薬に関する留意点

保育所において子どもに薬（座薬等を含む。）を与える場合は、医師の診断及び指示による薬に限定する。

その際は、保護者に医師名、薬の種類、服用方法等を具体的に記載した与薬依頼票を持参させることが必須である。

保護者から預かった薬については、他の子どもが誤って服用することのないように施錠のできる場所に保管するなど、管理を徹底しなくてはならない。

また、与薬に当たっては、複数の保育士等で、対象児を確認し、重複与薬や与薬量の確認、与薬忘れ等の誤りがないようにする必要がある。

与薬後には、子どもの観察を十分に行う。

⑮ 乳児保育通知：保育所における乳児に係る保母の配置基準の見直し等について〔平成10年4月9日厚生省児童家庭局長通知〕

〈 前文略 〉

1 〈 略 〉

2 留意事項

(1) 乳児保育指定保育所等の廃止について

乳児保育指定保育所及び乳児保育指定外特別保育所（以下「指定保育所等」という。）については、今般、平成10年4月8日児発第283号「特別保育事業の実施について」により廃止されたところであるが、今後とも、乳児の保育を行う保育所にあつては、従来の指定保育所等の要件となっていた設備及び職員の基準（乳児室及びほふく室の面積基準、保健室・調乳室・沐浴室の設置、乳児保育に経験を有する保母の配置及び保健婦（又は看護婦）の配置）を満たすよう指導すること。なお、乳児の待機が多い地域においては、一時的にこうした基準を満たせなくてもやむを得ないものであるが、この場合であっても、最低基準を遵守するとともに、こうした基準を満たすよう努力すること。

(2) 〈 略 〉

⑯ 府子本第143号、元初幼教第15号、子保発0221第4号：認定こども園における利用園児がいない時間帯の職員配置の考え方について〔令和2年2月21日内閣府子ども子育て本部参事官（認定こども園担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知〕

〈 前文略 〉

1. 〈 略 〉

2. 利用園児がいない時間帯の職員配置について

現行の規定においては、基準省令第5条第3項ただし書及び基準告示第二の一のただし書に、認定こども園における職員の配置を担保するための規定を設けている。当該規定の趣旨は、基準省令第5条第3項及び基準告示第二の一に基づき算出される配置すべき職員数にかかわらず、教育及び保育に従事する職員の配置を確保するものであり、園が開所する全ての時間帯において教育及び保育に従事する職員を配置することを求めるものではない。

認定こども園において、開所時間中に、全ての利用園児が帰宅するなどにより利用園児のいない時間帯が生じた場合にあっては、教育及び保育に従事する職員の配置を求めないこととする 것도差し支えない。ただし、この場合においても、突発的な事由により、自治体又は保護者から認定こども園に対して至急連絡を取る必要が生じた際に、少なくとも園の開所時間内においては、随時円滑に施設管理者への連絡を取ることができる体制を確保すること。

なお、認定こども園においては、保育の必要性認定により市町村が認定した保育必要量の範囲内で、各保護者の希望に応じた保育の提供がなされるべきものであり、上記の取扱いを実施するに当たっては、当該取扱いの実施により、各保護者の希望に基づく園の利用が阻害されることがないように、十分に配慮する必要があることに留意すること。

〈 別紙 略 〉

⑰ 県条例：認定こども園の認可等に関する条例

(幼保認定型こども園の設備及び運営の基準)

第3条 法第13条第1項の規定による条例で定める幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準は、次項及び第3項に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「府省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準）及び法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号。以下「基準条例」という。）第7条（第1項及び第5項を除く。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる基準中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

府省令第4条第2項	35人以下	35人（満3歳以上満4歳未満の園児で編制される学級であって、担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭が1人であるものについては、25人）以下
府省令第10条	子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし	その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認め

	当該地域において実施することが必要と認められるもの	られる子育て支援事業又は知事が別に定める事業
基準条例第7条第2項	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第14条第1項に規定する園長（以下「園長」という。）
基準条例第7条第3項	児童福祉施設	認定こども園の認可等に関する条例（平成18年兵庫県条例第63号）第2条第1号に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）
基準条例第7条第4項	児童福祉施設（助産施設を除く。次項から第9項までにおいて同じ。）	幼保連携型認定こども園
基準条例第7条第6項から第8項まで及び第11項	児童福祉施設	幼保連携型認定こども園
基準条例第7条第9項	児童福祉施設は 児童福祉施設の長	幼保連携型認定こども園は 園長
基準条例第7条第10項	児童福祉施設 利用者に 当該利用者	幼保連携型認定こども園 認定こども園法第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）に 当該園児
基準条例第7条第12項	児童福祉施設 利用者	幼保連携型認定こども園 園児
基準条例第7条第13項	省令第33条第1項の規定により保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下この条において同じ。）	幼保連携型認定こども園
基準条例第7条第14項及び第15項	保育所	幼保連携型認定こども園

2 満3歳以上の園児に対する教育及び保育を行うための保育室又は遊戯室の面積は、それぞれ次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 保育室の面積は、1学級当たり53平方メートル以上であること。

- (2) 遊戯室（府省令第7条第1項ただし書に定める基準により保育室及び遊戯室を兼用する場合にあっては、当該兼用する室）の面積は、1施設当たり100平方メートル以上であること。
- 3 幼保連携型認定こども園は、調理室に園児が立ち入らないよう仕切りを設ける等、安全及び衛生について十分に配慮しなければならない

(幼稚園型認定こども園の認定要件)

第5条 幼稚園型認定こども園として認定を受けようとする場合は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 法第3条第1項の認定を受けようとする場合にあっては同条第2項第1号及び第3号に掲げる基準を、同条第3項の認定を受けようとする場合にあっては同条第4項各号に掲げる基準を満たさなければならない。
- (2) 満3歳以上の子どもに対する教育又は保育を行うための保育室又は遊戯室の面積は、それぞれ次に掲げる基準を満たさなければならない。
- ア 保育室の面積は、1学級当たり53平方メートル以上であること。
- イ 遊戯室（幼稚園の学級数が1である場合その他特別の事情がある場合にあっては、保育室及び遊戯室を兼用する室）の面積は、1施設当たり100平方メートル以上であること。
- (3) 幼稚園型認定こども園は、苦情を受け付ける窓口を設置する等保護者からの苦情に適切に対処するための必要な措置を講じなければならない。

○県条例 附則

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。ただし、第1条中認定こども園の認定要件等に関する条例第9条及び第10条の改正規定並びに第11条を第13条とし、第10条の次に2条を加える改正規定、第2条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例別表第1三宮地区の項の改正規定並びに附則第9項から第11項までの規定は、公布の日から施行する。

(幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準の経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に幼稚園を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において当該幼稚園の設備を用いて第1条の規定による改正後の認定こども園の認可等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1号に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）を設置しようとする場合であって、現に当該幼稚園に調理員を置いているときは、平成32年3月31日までの間、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号。以下「基準条例」という。）第7条第13項に定める基準は、適用しない。

- 3 前項の幼保連携型認定こども園を設置しようとする場合における当該幼保連携型認定こども園の保育室又は遊戯室の面積は、当分の間、改正後の条例第3条第2項に定める基準にかかわらず、次に掲げるいずれかの基準を満たさなければならない。
- (1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「府省令」という。）第7条第6項第3号に定める基準を満たすこと。
 - (2) 満2歳以上満3歳未満の園児に対する保育を行うための保育室の面積が当該園児1人につき1.98平方メートル以上であり、かつ、満3歳以上の園児に対する教育及び保育を行うための保育室及び遊戯室の面積が次に掲げる基準を満たすこと。
 - ア 保育室の面積は、1学級当たり53平方メートル以上であること
 - イ 遊戯室（府省令第7条第1項ただし書に定める基準により保育室及び遊戯室を兼用する場合にあっては、当該兼用する室）の面積は、1施設当たり100平方メートル以上であること。
- 4 施行日の前日において現に保育所を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置しようとする場合であって、現に当該保育所に調理員を置いているときは、平成30年3月31日までの間、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、基準条例第7条第13項に定める基準は、適用しない。
- 5 前項の幼保連携型認定こども園を設置しようとする場合における当該幼保連携型認定こども園については、当分の間、改正後の条例第3条第2項の規定は、適用しない。
- 6 幼保連携型認定こども園は、府省令附則第4条第3項の規定により、同項各号に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設ける場合は、園児の移動時の安全を確保しなければならない。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の条例で定める要件の特例)

- 7 施行日の前日において現に設置されている幼稚園、保育所又は改正後の条例第2条第5号に規定する特定認可外保育施設が、それぞれの施設と同一の所在場所において当該施設の設備を用いてそれぞれ同条第2号に規定する幼稚園型認定こども園、同条第3号に規定する保育所型認定こども園又は同条第4号に規定する特定認可外保育施設型認定こども園（以下「特定認可外保育施設型認定こども園」という。）として認定を受けようとする場合における屋外遊戯場に係る改正後の条例第4条第1項の要件は、同項の規定にかかわらず、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）第4の5の1又は2に掲げるいずれかの基準に適合することとする。

(特定認可外保育施設の設定)

8 施行日の前日において現に設置されている特定認可外保育施設型認定こども園の保育室又は遊戯室及び乳児室又はほふく室の面積に係る改正後の条例第4条第1項の要件は、当分の間、同項及び改正後の条例第7条の規定にかかわらず、第1条の規定による改正前の認定こども園の認定要件等に関する条例第8条第3号ウ及びオに定める基準に適合することとする。

⑱ 県規則：認定こども園の認可手続等を定める規則

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の申請)

第3条 法第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号の2のとおりとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 前条第2項第1号から第4号までに掲げる書類
- (2) 施設の敷地（屋外遊戯場として利用する施設外の土地を含む。）並びに施設及び設備の面積を記載した書類、付近見取図及び平面図
- (3) 子育て支援事業（条例第4条第3項の規定により幼保連携型認定こども園以外の認定こども園が実施しなければならない事業をいう。）の実施計画を記載した書類
- (4) 子どもの選考に関する事項その他の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の管理運営等に関する事項について記載した書類
- (5) 前各号に定めるもののほか、知事が特に必要と認める書類

第8条 条例第8条第1項に規定する規則で定める施設の設備及び運営に関する基準（以下「特定認可外保育施設認定基準」という。）は、別表のとおりとする。

別表（第8条関係）

3 保育の内容等

(1) 保育の内容

ア～カ〈略〉

キ 子どもの身長及び体重その他の発育の状況を定期的に把握すること。

ク 子どもの健康状態は、登園及び降園の際に観察するとともに、入所時の健康診断及び1年に2回の定期健康診断を実施することにより把握すること。

⑲ 基準条例：法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例

(児童福祉施設の基準)

第7条 児童福祉法第45条第1項の規定による条例で定める児童福祉施設の基準は、次項から第15項までに定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準とし、助産施設（法第36条に規定する助産施設をいう。以下この条において同じ。）については省令第4条、第5条（第1項を除く。）、第6条から第7条の2まで、第10条、第12条、第13条、第14

条及び第 14 条の 3 に定める基準を除き、助産施設以外の施設については省令第 5 条第 3 項及び第 6 条に定める基準を除く。)をもって、その基準とする。この場合において、省令第 32 条第 5 号に定める基準中「、調理室」とあるのは、「、医務室、調理室」とする

追加〔平成 24 年条例 33 号〕

2～3 〈 略 〉

4 児童福祉施設（助産施設を除く。次項から第 9 項までにおいて同じ。）は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。

5 児童福祉施設は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

6 〈 略 〉

7 児童福祉施設は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月 1 回は、避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

8 児童福祉施設は、省令第 7 条の 2 第 2 項の研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。

9～12 〈 略 〉

13 省令第 33 条第 1 項の規定により保育所（法第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。以下この条において同じ。）に置く調理員のうち少なくとも 1 人は、栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第 2 条第 1 項の規定による栄養士の免許を有する者又は調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 3 条の規定による調理師の免許を有する者でなければならない。

14～15 〈 略 〉

⑳ 保育所・認定こども園における職員配置基準の緩和の特例の適用期間延長について 〔平成31年1月10日県こども政策課長通知〕

〈 前文略 〉

Ⅱ 認定こども園

1 趣旨

認定こども園における保育は、専門的知識と技術を有する保育士資格を有する者が行うことが原則であるが、待機児童対策を目的として保育の受け皿拡大を大幅に進めていることを受け、保育士の有効求人倍率が年々上昇するなど、県内の保育所等でも、保育士の確保に苦勞する状況が生じている。

このため、一定の場合（※）に、都道府県知事が保育教諭、もしくは幼稚園の教員免許状又は保育士資格を有する者（以下、「保育教諭等」という。）と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育教諭等に代えて配置することを認める、園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下、「職員」という。）の配置基準の緩和の特例（以下「特例」という。）の兵庫県における適用を平成28年11月1日から試行的に開始した。

このたび、保育士不足の現状を踏まえ、保育の質を確保するための措置を講じた上で平成30年度末までとしていた適用期間を、平成33年度（2021年度）末まで延長することとする。

なお、地方分権一括法による認定こども園法改正に伴い政令・中核市域の認定こども園を対象園から除くこととする。

※幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号、以下、「命令」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号、以下、「告示」という。）で定める場合（下記3のとおり）

2 特例の対象となる職員

(1) 幼保連携型認定こども園

副園長（幼稚園教諭免許状及び保育士資格を有する者に限る。）、教頭（同左）、
主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園

幼稚園の教員免許状又は保育士資格を有する者

3 特例の内容

(1) 朝夕等、園児の人数に応じて必要となる対象職員数が1名となる時間帯

命令第5条第3項本文もしくは告示第3の1、2及び4の規定にかかわらず、職員1名に加えて、次の①～③の者を、「知事が保育教諭等と同等の知識及び経験を有すると認める者」として配置することを認める。（命令附則第5条、告示附則第3項）

①保育所又は認定こども園において常勤で1年以上保育業務に従事した者

②家庭的保育者

③子育て支援員研修のうち地域保育コース（地域型保育）を修了した者

(2) 1日につき8時間を超えて開所している認定こども園

必要となる職員に加えて教育及び保育に直接従事する職員を確保しなければならない場合にあつては、以下の要件を満たすことで、(1)①から③の者を、知事が保育教諭等とみなすことができることとする。（命令附則第7条、告示附則第6項）

①追加的に確保しなければならない職員の数から、命令第5条第3項の表備・考第1号もしくは告示第3の1、2及び4に規定する職員の数を差し引いた数の範囲内

②補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事できない。

③各時間帯において必要となる職員の数の3分の1以内※としなければならない（命令附則第8条、告示附則第7項）。

※「3分の1以内」について

【幼保連携型認定こども園】

命令附則第6条に基づき職員に代えることができる者

左記の総数が、必要となる

同附則第7条に基づき知事が保育教諭とみなした者 【幼保連携型認定こども園以外の認定こども園】	職員数の3分の1以内
告示附則第4項に基づき保育士資格を有する者に代えることができる者	左記の総数が、 となる職員数の 3分の1以内
同附則第5項に基づき幼稚園の教員免許状又は保育士資格を有する者 必要に代えることができる者	
同附則第6項に基づき幼稚園の教員免許状又は保育士資格を有する者 とみなした者	

4 特例を利用する場合の知事への報告

特例を利用する事業者（公立の場合は市町長）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条・第30条第2項に基づく報告徴収として、県知事に利用開始の報告を行うこととする。

また、既に特例を利用している場合で、特例対象の職員を変更する場合及び特例の利用を終了する場合も同様とする。

(1) 報告時期

特例の利用（職員の変更、終了）前とする。

(2) 報告書類

所定の様式による。

(3) 報告方法

①幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、特定認可外保育施設型認定こども園

市町を經由して所管の健康福祉事務所監査指導担当課に2部提出

②幼稚園型認定こども園

市町を經由してこども政策課に1部提出

5 特例の利用が認められない場合

次の(1)から(3)のいずれかに該当する園は、特例を利用することはできない。

(1) 過去3年間（認定こども園への移行前も含む）の指導監査において、知事から勧告や改善命令、文書指摘（職員配置の不備に係るものに限る。）を受けている場合

(2) 新たに開設した年度又は開設後未だ指導監査を受けていない場合

(3) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園において特例対象の職員を配置することにより、本来の保育所又は幼稚園の認可基準、認可外保育施設指導監督基準を満たさなくなる場合

6 特例を利用できる期間

平成34年（2022年）3月31日まで。

平成34年度（2022年度）以降の対応については、平成33年度（2021年度）に特例の利用状況等について検証を行った上で判断する。

7 <略>

㉑ 学校教育法

第 28 条 第 37 条第 6 項、第 8 項及び第 12 項から第 17 項まで並びに第 42 条から第 44 条までの規定は、幼稚園に準用する。

第 42 条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第 43 条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

㉒ 学校教育法施行規則

第 4 条 前条の学則中には、少なくとも、次の事項を記載しなければならない。

- 1 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項
 - 2 部科及び課程の組織に関する事項
 - 3 教育課程及び授業日時数に関する事項
 - 4 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
 - 5 収容定員及び職員組織に関する事項
 - 6 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
 - 7 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項
 - 8 賞罰に関する事項
 - 9 寄宿舎に関する事項
- 2 前項各号に掲げる事項のほか、通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）については、前条の学則中に、次の事項を記載しなければならない。
- 1 通信教育を行う区域に関する事項
 - 2 通信教育について協力する高等学校に関する事項
- 3 第 1 項各号に掲げる事項のほか、特別支援学校については、前条の学則中に、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 72 条に規定する者に対する教育のうち当該特別支援学校が行うものに関する事項を記載しなければならない。

第 28 条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

- 1 学校に関係のある法令
- 2 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- 3 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
- 4 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
- 5 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿

- 6 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
- 7 往復文書処理簿
- 2 前項の表簿（第24条第2項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、5年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。
- 3 学校教育法施行令第31条の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、前項のこれらの書類の保存期間から当該学校においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。

第39条 第48条、第49条、第54条、第59条から第68条まで（第65条の2及び第65条の3を除く。）の規定は、幼稚園に準用する。

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

㉓ 学校保健安全法 (学校環境衛生基準)

第6条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法（昭和29年法律第160号）第9条第1項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）第7条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）第6条において準用する場合を含む。））に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

- 2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。
- 3 〈 略 〉

(児童生徒等の健康診断)

第13条 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

- 2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

(職員の健康診断)

第15条 学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

- 2 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第 23 条 学校には、学校医を置くものとする。

- 2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。
- 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
- 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

㊸ 学校保健安全法施行規則

(時期)

第 5 条 法第 13 条第 1 項の健康診断は、毎学年、6 月 30 日までに行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によって当該期日に健康診断を受けることのできなかつた者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。

(学校医の職務執行の準則)

第 22 条

- 2 学校医は、前項の職務に従事したときは、その状況の概要を学校医執務記録簿に記入して校長に提出するものとする。

㊹ 消防法

第 8 条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める 2 以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

- 2 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3～5 〈 略 〉

第8条の2

1～3 〈 略 〉

4 第1項の権原を有する者は、同項の規定により統括防火管理者を定めたときは、遅滞なく、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする

5～7 〈 略 〉

②⑥ 児童虐待の防止等に関する法律

(児童虐待の早期発見等)

第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。))

(児童虐待に係る通告)

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条第1項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない

②⑦ 保育所における感染症対策ガイドライン

②⑧ 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン

②⑨ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

<②⑦②⑧②⑨こちらでご確認ください> ↓

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf11/hw10_000000037.html

③⑩ 苦情解決仕組み指針通知:社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について〔平成12年6月7日厚生省大臣官房障害保健福祉部長社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知:平成29年3月7日改正〕

〈 前文略 〉

(別紙)

社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針

(対象事業者)

社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を経営する者とする。

また、上記以外の福祉サービスを提供する者等についても、本指針を参考として、苦情解決の仕組みを設けることが望まれる。

1 〈 略 〉

2 苦情解決体制

(1) 苦情解決責任者

苦情解決の責任主体を明確にするため、施設長、理事等を苦情解決責任者とする。

(2) 苦情受付担当者

○ サービス利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるため、職員の中から苦情受付担当者を任命する。

○ 苦情受付担当者は以下の職務を行う。

ア 利用者からの苦情の受付

イ 苦情内容、利用者の意向等の確認と記録

ウ 受け付けた苦情及びその改善状況等の苦情解決責任者及び第三者委員への報告

(3) 第三者委員

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置する。

○ 設置形

ア 事業者は、自らが経営するすべての事業所・施設の利用者が第三者委員を活用できる体制を整備する。

イ 苦情解決の実効性が確保され客観性が増すのであれば、複数事業所や複数法人が共同で設置することも可能である。

○ 第三者委員の要件

ア 苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であること。

イ 世間からの信頼性を有する者であること。

(例示)

評議員、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など

○ 人数

第三者委員は、中立・公正性の確保のため、複数であることが望ましい。その際、即応性を確保するため個々に職務に当たることが原則であるが、委員相互の情報交換等連携が重要である。

○ 選任方法

第三者委員は、経営者の責任において選任する。

(例示)

ア 理事会が選考し、理事長が任命する。

イ 選任の際には、運営協議会や利用者等からの意見聴取を行う。

○ 職務

- ア 苦情受付担当者からの受け付けた苦情内容の報告聴取
- イ 苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知
- ウ 利用者からの苦情の直接受付
- エ 苦情申出人への助言
- オ 事業者への助言
- カ 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立ち会い、助言
- キ 苦情解決責任者からの苦情に係る事案の改善状況等の報告聴取
- ク 日常的な状況把握と意見傾聴

○ 報酬

第三者委員への報酬は中立性の確保のため、実費弁償を除きできる限り無報酬とすることが望ましい。ただし、第三者委員の設置の形態又は報酬の決定方法により中立性が客観的に確保できる場合には、報酬を出すことは差し支えない。

なお、かかる経費について措置費等より支出することは、差し支えないものとする。

3 苦情解決の手順

(1) 利用者への周知

施設内への掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者は、利用者に対して、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて周知する。

(2) 苦情の受付

- 苦情受付担当者は、利用者等からの苦情を随時受け付ける。なお、第三者委員も直接苦情を受け付けることができる。
- 苦情受付担当者は、利用者からの苦情受付に際し、次の事項を書面に記録し、その内容について苦情申出人に確認する。
 - ア 苦情の内容
 - イ 苦情申出人の希望等
 - ウ 第三者委員への報告の要否
 - エ 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立ち会いの要否
- ウ及びエが不要な場合は、苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いによる解決を図る。

(3) 苦情受付の報告・確認

- 苦情受付担当者は、受け付けた苦情はすべて苦情解決責任者及び第三者委員に報告する。ただし、苦情申出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意思表示をした場合を除く。
- 投書など匿名の苦情については、第三者委員に報告し、必要な対応を行う。
- 第三者委員は、苦情受付担当者から苦情内容の報告を受けた場合は、内容を確認するとともに、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知する。

(4) 苦情解決に向けての話し合い

- 苦情解決責任者は苦情申出人との話し合いによる解決に努める。その際、苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる。
- 第三者委員の立ち会いによる苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いは、次により行う。
 - ア 第三者委員による苦情内容の確認
 - イ 第三者委員による解決案の調整、助言
 - ウ 話し合いの結果や改善事項等の書面での記録と確認なお、苦情解決責任者も第三者委員の立ち会いを要請することができる。

(5) 苦情解決の記録、報告

苦情解決や改善を重ねることにより、サービスの質が高まり、運営の適正化が確保される。これらを実効あるものとするため、記録と報告を積み重ねるようにする。

- ア 苦情受付担当者は、苦情受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録をする。
- イ 苦情解決責任者は、一定期間毎に苦情解決結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受ける。
- ウ 苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び第三者委員に対して、一定期間経過後、報告する。

(6) 解決結果の公表

利用者によるサービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き、インターネットを活用した方法のほか、「事業報告書」や「広報誌」等の実績を掲載し、公表する。

③① **健康増進法**

<こちらでご確認ください> ↓

<https://elaws.e->

[gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=414AC0000000103](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=414AC0000000103)

③② **健康増進法施行規則**

(栄養管理の基準)

第9条

1～4 〈略〉

5 衛生の管理については、食品衛生法（昭和22年法律第223号）その他関係法令の定めるところによること。

③③ **食品衛生法**

<こちらでご確認ください> ↓

③④ 厚生労働省令第 132 号：厚生労働省関係構造改革特別区域法第 34 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令

<③④こちらでご確認ください> ↓

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf11/hw10_000000037.html

③⑤ 雇児発0331第 1 号、障発0331第16号：児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について〔平成27年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知〕

児童福祉施設における食事の提供に当たっては、日本人の食事摂取基準(2010年版)を参考に実施されているところである。

今般、「日本人の食事摂取基準(2015年版)」策定検討会報告書が策定されたことに伴い、別紙のとおり「食事による栄養摂取量の基準」(平成27年3月31日厚生労働省告示第199号。以下「食事摂取基準」という。)が改正され、平成27年4月1日から適用することとされたので、児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導については、同年4月1日以降、下記の事項に留意の上、貴管内児童福祉施設への対応方よろしく御配意願いたい。

また、児童発達支援(児童発達支援センターにおいて行う場合を除く)、放課後等サービス、放課後児童健全育成事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業においても、児童福祉施設と同様に取り扱うことが望ましいため、よろしくお取り計らい願いたい。

なお、本通知の施行に伴い、「児童福祉施設における給食業務に関する援助及び指導について」(平成22年3月30日付け雇児発0330第8号・障発0330第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)は平成27年3月31日をもって廃止する。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

1 児童福祉施設における食事の提供に係る留意事項について

(1) 入所施設における栄養素の量(以下「給与栄養量」という。)の目標については、別紙のとおり平成27年度から適用される「食事摂取基準」によることとするので参考とされたいこと。なお、通所施設において昼食など1日のうち特定の食事を提供する場合には、対象となる子どもの生活状況や栄養摂取状況を把握、評価した上で、1日全体の食事に占める特定の食事から摂取されることが適当とされる給与栄養量の割合を勘案し、その目標を設定するよう努めること。

(2) 提供する食事の量と質についての計画(以下「食事計画」という。)について、「食事摂取基準」を活用する場合には、施設や子どもの特性に応じた適切な活用を

図ること。障害や疾患を有するなど身体状況や生活状況等が個人によって著しく異なる場合には、一律に適用することが困難であることから、個々人の発育・発達状況、栄養状態、生活状況等に基づき給与栄養量の目標を設定し、食事計画を立てること。

(3) 食事計画の実施に当たっては、子どもの発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握・評価するとともに、計画どおりに調理及び提供が行われたか評価を行うこと。この際、施設における集団の長期的評価を行う観点から、特に幼児について、定期的に子どもの身長及び体重を測定するとともに、幼児身長体重曲線(性別・身長別標準体重)等による肥満度に基づき、幼児の肥満及びやせに該当する者の割合が増加していないかどうか評価し、食事計画の改善を図ること。

(4) 日々提供される食事について、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、子どもや保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる「食育」の実践に努めること。

(5) 食事の提供に係る業務が衛生的かつ安全に行われるよう、食中毒や感染症の発生防止に努めること。

(6) 子どもの健康と安全の向上に資する観点から、子どもの食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うとともに、児童福祉施設における食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーを有する子どもの生活がより一層、安心・安全なものとなるよう誤配及び誤食等の発生予防に努めること。

なお、児童福祉施設では、食物アレルギーなどへの対応が必要な子どもが増えている。また、子ども自身が自分の食物アレルギーの状況を自覚し、食物アレルギーを有していることを自身の言葉で伝えることが困難であることなども踏まえ、施設内の職員は、生活管理指導票等を活用するなどして、状況を把握するよう留意するとともに、子どもの異変時の対応等に備え、平素より危機管理体制を構築しておくこと。

(7) 災害発生に備えて、平常時から食料等を備蓄するとともに、災害時の連絡・協力体制を事前に確認するなど体制を構築しておくよう努めること。

2 食事の提供に関する援助及び指導に係る留意事項について

(1) 児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導に当たっては、児童福祉施設の所管部(局)が主体となり、栄養改善及び衛生管理等に関し、衛生主管部(局)と連携を図り、必要に応じて助言を得ながら実施すること。なお、認定こども園については、教育委員会が所管している場合には、教育委員会とも連携を図ること。

(2) 子どもの特性に応じて提供することが適当なエネルギー及び給与栄養量が確保できる食事の提供について、必要な援助及び指導を行うこと。

(3) 食事の提供に当たっては、子どもの発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての食事計画を立てるとともに、摂食機能や食行動の発達を促すよう食品や調理方法に配慮した献立作成を行い、それに基づき食事の提供が行われるよう援助及び指導を行うこと。特に、小規模グループケア、グループホーム化を実施している児童養護施設や乳児院においては留意すること。

(4) 食事を適正に提供するため、定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図るとともに、常に施設全体で、食事計画・評価を通して食事の提供に係る業務の改善に努めるよう、援助及び指導を行うこと。また、家庭的養護の観点から、小規模グ